

小川会計通信

1994年11月1日創刊 第135号 2010年5月号

【発行】税理士法人 小川会計 〒950-0862 新潟市東区竹尾 2-20-20
TEL: 025-271-2212 FAX: 025-271-7378

育児・介護休業法が改正されます

一部の改正についてはすでに施行されていますが、平成22年6月30日に施行される主な改正事項についてはつぎのとおりです。なお、常時100人以下の労働者を雇用する企業については、3. から5. の項目については平成24年7月1日から施行されます。

1. 育児休業関係

両親ともに育児休業を取得する場合は1歳2ヶ月までの間に(現行1歳)育児休業を取得することができる。ただし育児休業を取得できる期間についてはこれまでどおり1年間です。

(パパ・ママ育休プラス)

父親が誕生後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度育児休業を取得することができる。対象となるためには、誕生後8週間以内に育児休業を開始し、かつ終了している必要があります。

配偶者が専業主婦(夫)であれば育児休業を取得不可とすることができる制度を廃止する

2. 子の看護休暇関係

小学校就学前の子がいれば申出により一律年5日までを、1人であれば年5日まで、2人以上であれば年10日までに拡充

3. 介護休暇関係

要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者は、申出によりその対象家族が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年10日まで取得できる介護のための休暇を創設

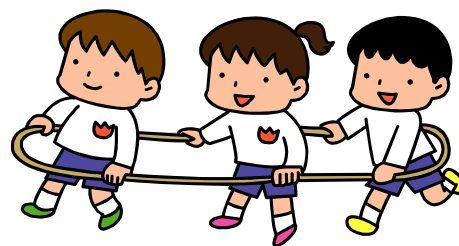
4. 短時間勤務等の措置関係

3歳に満たない子を養育する労働者であって、育児休業を取得していないものが申出た場合に、短時間勤務の措置を講じなければならない

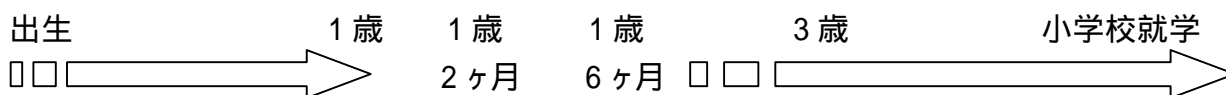
原則として1日の所定労働時間を6時間とする措置が必要です。

5. 所定外労働の免除関係

3歳に満たない子を養育する労働者が申出た場合には、所定労働時間を超えて労働させてはならない



【改正後の育児に関する制度】



育児休業	パパ・ママ育休プラス	一定の場合に延長可能
勤務時間の短縮の措置		
所定外労働の免除		
子の看護休暇(子1人につき年5日まで、2人以上であれば年10日まで)		
法定時間外労働の免除(月24時間、年150時間まで)		
深夜業の免除		

【改正後の介護に関する制度】

介護休業(対象家族1人つき通算93日まで)
勤務時間短縮等の措置(介護休業とあわせて93日まで)
介護休暇(対象家族1人につき年5日まで、2人以上であれば年10日まで)
法定時間外労働の免除(月24時間、年150時間まで)
深夜業の免除

小川会計コラム 「住宅手当と割増賃金」

割増賃金の基礎から除外される住宅手当

時間外労働の割増賃金の計算の基礎となる賃金に算入しない賃金としては、家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、1ヶ月を超えるごとに支払われる賃金があります。このうち住宅手当については、計算の基礎に含まれる場合と含まなくて良い場合があります。

割増の基礎から除外される例

具体的にどのような住宅手当が除外されるのか見てみましょう。

住宅に要する費用に定率を乗じた額を支給するとされているもの。例えば賃貸住宅に住んでいたら家賃の一定割合、持家に住んでいたらローン月額的一定割合を支給するとされてい

る場合等。

住宅に要する費用を段階的に区分し、費用が増えるに従って、額を多く支給するとされているもの。例えば家賃月額5万円～10万円の者には1万円を、家賃月額10万円を超える者には2万円を支給するとされている場合等。

割増賃金の基礎から除外されない例

住宅の形態ごとに一律定額支給されるもの。例えば賃貸住宅に住む者3万円、持家に住む者、2万円を支給するとされている場合等。

住宅手当以外の要素に応じて定率又は定額で支給するもの。例えば扶養手当のある者には2万円、扶養家族がいない者は1万円を支給する場合等。

全員一律定額で支給するとされているもの。

住宅手当として割増賃金の計算の基礎から除外する者には「住宅に要する費用に応じて算定される手当であり、名称と関係なく実質により支給される」ことが必要で、住宅手当は費用の何%というような細かい取り決めでなくとも、住宅に要する費用が手当額を決める基準となっている事がポイントです。



住宅手当額の決め方で
割増賃金の算定基準が
違ってきます。

自社分析「SWOT分析」セミナー

「SWOT分析」とは、組織のビジョンや戦略を企画立案する時に利用する現状分析の手法です。

強み(Strengths) **弱み(Weaknesses)** **機会(Opportunities)** **脅威(Threats)**

この4つを評価・分析して戦略計画を立てます。

日時: 6月22日(火)午後1時30分～午後5時00分

場所: 小川会計 本社(新潟市東区竹尾2-20-20)

参加費: お一人様10,500円(消費税込)

詳しくは当社担当者までお問合せ下さい。



～内容についてのご質問・ご相談はお気軽にどうぞ～

税理士法人 小川会計